

令和3年第4回大洗町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年12月3日（金曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹君	2番	柴田佑美子君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	小沼正男君
7番	今村和章君	8番	和田淳也君
9番	海老沢功泰君	10番	勝村勝一君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	渡邊澄人	総務課長	清宮和之
税務課長	磯崎宗久	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	本城正幸
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	津幡紀昭	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。傍聴人の皆様に申し上げます。

これまで新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、昨年3月の定例会以降許可しておりませんでした議場内での傍聴につきましては、茨城県内の感染者数が減少傾向にあるだけでなく、大洗町においても10月9日以降、新規陽性者の報告はございません。

このようなことから、今定例会より、マスクの着用や入場時のアルコール消毒等のご協力をお願いした上で、議場での傍聴を許可することといたしました。

また、これまで同様に、議員、執行部一同もマスク着用にて出席をいたします。

それでは、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しくお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和3年第4回大洗町定例議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、2番 柴田佑美子君、3番 櫻井重明君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（飯田英樹君） 小沼議員より、昨日12月2日の一般質問中の発言のうち、発言訂正内容書にあるとおり訂正したい旨の申し出がありましたので、会議規則第65条により許可いたしました。

また、まちづくり推進課長より、小沼議員の発言に対する答弁において発言訂正内容書にあるとおり訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長（飯田英樹君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要旨は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

◇ 菊 地 昇 悦 君

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 日本共産党の菊地でございます。通告にありますように、2項目にわたって質問いたします。

今、教育行政において新型コロナウイルス感染症のなかで、多岐にわたる課題が生じまして、教育委員会においては大変苦勞されていることを大変理解しております。

そして、学校問題といえはいつも取り上げられるのが不登校の問題とかいじめの問題、こういうところではありますが、昨今、報道等において学校における校則の内容や、校則に基づく指導に関して、一部事案であります、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかと、こういうことも指摘されて問題となっております。私はその点に改めて注目し、今回質問するわけであります。

この項目問題についても、先週、NHKの朝の8時過ぎの番組でも取り上げられておりました。そこでまず教育委員会に対してですね、校則をどのように捉えているのか、まず伺います。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

校則に関してのご質問でございます。

校則に関しましては、児童生徒の心身の発達の過程にあること、また、学校が集団生活の場であることから、教育目標を実現していく過程におきまして、学習や生活をしていく上におきましても必要な規律であると認識しているところでございます。

児童生徒が健全な学校生活を送り、より良く成長していくための行動の指針といたしまして、各学校の実情に応じて定められているというところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今お答えのようにですね、学校生活でより良く成長していくための行動指針を定めて、子どもたちが安心して学校生活を送れるようにするため、そのためにあるもの。ところが、逆に苦しめている面がないのか、これが先ほど紹介したNHKの番組の取り上げた観点でありました。

そこで、いわゆるブラック校則というものが問題となっておりますが、校則についてですね、子どもたちや保護者も交えて議論し、学校生活をみんなで創っていく、そういうことが必要ではないかと思っておりますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度のご質問にお答えをいたします。

校則につきましては、学校を取り巻く社会環境、また、児童生徒の状況に応じまして、絶えず積極的に見直していく必要があると考えているところでございます。見直していく際におきましては、児童生徒が児童会であったり生徒会、学級会などの場を通じまして、話し合う場を設けですね、主体的に関わっていくことが重要であると考えているところでございます。

また、更に新しい学習指導要領にありますように、これからの学校教育におきましては、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合ひまして、他者と共同して課題を解決していくということが現在求められているところでございます。より良い学校生活を創ろうとする態度を養い、児童生徒が学校生活の充実を図るために、自分たちの校則について話し合っていくことも大切だろうと考えているところでございます。

教育委員会といたしましても、児童生徒だけではなくてですね、保護者等も交えまして、校則について考える機会をつくることによりまして、児童生徒、保護者、地域の実情に合いました校則になるように、学校と連携をいたしまして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 校則はですね、現在の社会環境や児童生徒の状況に応じて、絶えず積極的に見直していく必要がある、このようにお答えがありました。

そこでですね、現在、学校ではどのような見直し方をしているのか、もう少し具体的に説明をいただきたい。また、具体的な例があればね、それも紹介していただきたいと。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度のご質問にお答えをいたします。

まず、校則の見直しについてでございます。

学校におきまして対応のほうは様々なところでございますけども、中学校におきましては、毎年、学年末にですね生徒会を中心に校則等についての話し合い、また、見直し等を行いまして、その意見をですね次年度に向けての要望事項としてまとめまして、先生方に提案しているところでございます。

また、小学校におきましては、6年生を中心にしました「こども計画委員会」という組織がございまして、そのなかにおいて生活のきまり事についての話し合いの機会をつくり、先生方と一緒により良い学校生活を創っていく取り組みを協議しているところでございます。

また更に、保護者からの教育活動に関する意見といたしましてアンケート調査、また、懇談会を通じまして校則等についての意見を反映できる体制を整えているところでございます。

また、更にですね小中連携合同研修会、こちらの際にはですね、小・中の学校の先生方で作る生徒指導部、それぞれの校則の見直しを行いまして、小・中統一できるものは統一していこうと、そのような話し合いを現在しているところでございます。

そうしまして具体例といたしましては、校則見直しの具体例でございますけども、中学校で靴下

の色は白というような形で決められておりましたが、生徒からの意見のなかで、ほかのカラーのほうも認めて欲しいと、そのような意見が数多く寄せられました。先生方ですね協議を踏まえた結果、白だけではなく、黒であったり、グレー、紺などの別な色も採用されたという例も実際にございます。

そのほか、ジャージのデザイン、生徒の意見が反映できるように学校では現在取り組んでいるところでございます。

このようにですね、学校のほうで校則であったり、学校生活のきまり事に関しまして、児童生徒が自ら変えられるような環境がありまして、児童生徒、保護者、先生方の話し合いのなかで、より良い学校生活が送れるように各学校で現在取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） まさに見本となるようなね取り組みを今紹介していただきました。特にこの校則に関しては、生徒の思いを検討課題として具体的に見直しをされている。これは自分たちが学ぶ環境のなかで、それを自分たちで決めるという自己決定権、これを尊重している、こういうことがよくわかりました。自律、要するに自ら律するということですね、これが十分にわかります。

答弁のなかでですね触れられておりませんでした。校則について先生方が合理的な説明が欠かせないものだというふうには思います。先ほども靴下の色がありました。全国的にいろんな今、校則問題見ると、例えば下着の色も白じゃなきゃ駄目だと、なぜ白じゃなきゃならないのかという説明がねきちんとなさなければいけないし、それが納得できるものでなければならぬというふうにも思います。ですから、合理的な説明がどうしても欠かせないものだと思います。ルールだから守るものとか、社会に出てから困らないためのルールだというようなものではなくて、説明に当たっては非常にこの点が大事だというふうには思います。

そこで伺いたいんですが、女子の制服についてですね、これはスカートが基本だというふうになっているのではないかと思います。私、女子生徒が自転車で通学している姿を見て、これから寒い本格的な冬に向かって行くなかで、もう寒くはないのかなというふうにして見ちゃうわけですが、なぜ女子はスカートなのでしょう。この点についておわかりでしたらご説明をお願いします。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度のご質問にお答えをいたします。

なぜ女子がスカートなのかというご質問でございますけれども、今、ジェンダー平等の観点のほうからのご質問と捉えさせていただきますれば、現在ですね、学校の制服について性別によって制服のほうを強制されないようなジェンダーレス化の動きが広がっている状況でございます。いわゆる制服を選択できるようにしている学校があるということになりますけれども、例えばブレザー形式の学校におきましては、スラックスであったり、スカート、またはネクタイ、リボン、どちらかのですね組み合わせを自由に選択できるようにしている学校も実際あります。現在ですね、町の中学校におきましては、御存じのとおり男子が学生服、女子がセーラー服と指定されておりますが、今

の状況で例えばですね制服選択制を取り入れると、実際のところ違和感を感じる部分も出てくるのかなというふうに感じているところでございます。

また、今後ですね、そのような選択制を取り入れていくとなればですね、まずはその制服に関しまして周囲の視線も気にする必要のない、誰もが気がねなくですね着られるような、まずは制服のデザインを選択していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

先ほど申しましたけども、制服に関しましても、校則に関しましても、児童生徒が自ら変えていける環境もありますので、この件に関しても児童生徒、保護者、先生方との話し合いのなかで、子どもたちがですね安心して学校生活が送れますように、教育委員会としても支援をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 大変前向きなね考え方で、大変いいと思います。この女子のスカートというのは、結局は長い間これが当たり前のように捉えてきた、私自身も今回この校則の問題を取り上げようというそういう思いで、たまたま通りかかった女子中学生のねスカートの姿を見て、これはどうしても、なぜなんだろうというふうに思った次第です。非常に自転車でスカートというのは、安全性の面でもね問題だし、特にこの女性の立場からするとね、体を冷やしてはならないというようなそういうことも教えられるわけですね。成長期の女子に、このようなスカートの着用を求めるというのは、非常に合理性から見たら欠けるものではないかというふうに思います。ですから、できるならば選べるような制服が非常に大事だと。今、そういう方向でね、考えていきたいというふうに説明ありましたので、是非そういう方向にね進んでいってもらいたいというふうに思います。もう既にランドセルなんかも、前は男の子だったら黒、女の子だったら赤と、これはもう何だろうな、自然にそういうふういきまりきっちゃっていたわけですが、今はいろんなカラフルな色が揃って、自分が6年間どういう色で通うのかということが選べるようになって、自分の自己主張というものをそこで表現できるというようなことも、既にそういうところに進んでいるということでもあります。

そこで、教育長に伺いますが、先ほども教育委員会として助言していきたいというふうにありました。教育委員会には、指導、助言、行政という、こういう役割があるんだというふうに伺っておりますので、教育長としても、このような校則、スカートの問題今ありましたけども、様々な問題がねほかにもあるんじゃないかと思いますが、どういうふうに臨んでいかれるのか改めて伺います。

○議長（飯田英樹君） 教育長 長谷川馨君。

○教育長（長谷川馨君） 菊地議員の質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどですね高柳次長兼学校教育課長が全てお話をしたとおりでと思っておりますが、私自身も教育の身で中学校、小学校の勤務をさせていただいた経緯があります。中学校の時代のほうにすると、校則というものが学校としての一応、子どもたちと先生をつないでいく状況のなかで、安心・安全のなかで全体的なものを指導していくということが大事になってくるということで私も指導しています。私も生徒指導主事等をやって、子どもたちの全面に立っているいろいろ話、闘ったというわ

けではございませんが、いろいろ指導させていただいた経緯もございます。そういうふうなことをもって、今、菊地議員のほうの質問を聞いて、校則って結局どういうことなんだろうということからスタートさせていただきました。これはですね、平成22年3月にですね生徒指導提要というものが文科省から出されております。このなかに、先ほど校則のことを次長は言いましたが、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定めているものだということです。この校則について定める法令はございません。学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲において校則を制定して、その権限に関しては学校運営の責任者である校長となっているということになっています。教育委員会としても、そこは重視して、地域の実情、学校の実情に応じて適切な指導、助言をしていくということは大事だと思います。

先ほど、ブラック校則という言葉が出たと思いますが、校則を今まで経緯をちょっと調べたことがなかったもので、改めてちょっと調べさせていただいた時には、第二次世界大戦前、これはですね学校の権限として在校生と学校を結びつけるもので、これは事務的なもので、教育指導について規定が定められたと。前はですね、この頃は、学校が主導で、こうあるべきだ、こうだっていうようなきまりがあったそうです。そして、第二次世界大戦後です。これは日本国憲法や教育基本法が制定されて、教育を受けることが権利であるという認識が高まり、保護者が教育に積極的に参加するようになったと、この時点がPTA活動の始まりであるということ。学校に保護者の方が協力をしていただいているということで、その際に校則を定めるところで保護者の意見を尊重して、地域の実情に応じて定めていったという経緯があります。ところがですね1960年から70年、多分議員さんが生まれた頃だと思うんですが、その当時、学園紛争勃発というか契機として、教育の適正化ということで、大学・高校を管理主義的に再編していたと。それが中学校まで及んでいたと。それに加えて、1980年代には校内暴力が問題になって、学校内で多発していたということで、生徒指導を拡充する目的で、制定がもう肥大化していったと。ここが大体いろいろなものをどんどん締め付けられた校則になってきたんじゃないかなと。そして、私はその当時ぐらいからもう教員になりましたので、いろいろな生活のきまりというようなことで、後ろ盾といたら失礼ですけども、子どもたちと格闘というわけではないですね。指導させていただいた経緯がございます。平成に入りまして1994年に児童の権利に関する条約が日本国内で発足されまして、校則の内容について生徒の意見を取り入れたり、2000年代にはコミュニティスクールなど、いろいろなことが始まりまして、保護者や地域の方も学校運営するということで、様々な見直しができるようになって現在に至っているという状況でございます。

ですので、校則が今現在いろいろブラックになっているというんじゃなくて、いろいろな経緯を踏まえて今になっている。だんだん見直しがされているということだと思います。

県立高校ですね、聞くところによると、県立高校も制服の選択制が出てきていると。そういうふうなことを考えますと、学校のほうにもいろいろな方法があるんじゃないかと。ただ、校則の教育的意義というのは、児童生徒の規範的な生活を送るために正しい態度を育まなければいけないということで、教育委員会としても様々な課題、先ほど次長が言いましたように、性的マイノリティと

ということで、多様な性ということがあります。そういうことを考えますと、先ほどスカートじゃなくてスラックスと、ひょっとするとですね、これ逆を考えると、男性がスカートを履いて登校していいのかというようなこともなり得ないと。先ほど考えますと、やはりそれぞれのところで、学校の適正的なものが必要となるとなれば、やはり教育委員会としましてもですね、児童生徒、保護者、学校側が連携を図って、子どもたちが心身共に安心・安全に活動できるような生活が送れるように、指導まではいくかどうかわかりませんが、助言をしながら大洗町の子どもたちの発展のために頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 私もね、議会の立場ですから、学校の教育内容にまで踏み込んでね、ああしろ、こうしろというような、そういう思いで質問したわけではなくて、自主的・主体的にこういう検討を進めたらどうですかということで質問したところでありますし、また、教育委員会では、教育長のそういう姿勢でね、助言、指導を進めていきたいなということで質問いたしました。これはこれで終わります。

続いてですね、2項目目は生理の貧困ということで昨今言われております。特にこのコロナ禍で、コロナのなかでそれが非常に大きな問題としてクローズアップされている。この生理の貧困ですが、この問題をどのように認識されているのか、まず伺います。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

生理の貧困の認識のご質問でございます。

経済的な困窮によりまして生理用品を買えない、生理の貧困を抱えている声が女性の間で広がっていることは認識をしているところでございます。また、経済的困窮だけではなくて、父子家庭におきましては、父親に言い出しにくい頃の、またはネグレクト傾向にある家庭におきましては、生理用品を手に入れることが難しい子どもがいることも承知をしているところでございます。

この問題におきましては、女性の人権および尊厳に深く関わる問題であるとともに、子どもや個人だけではなく、社会全体の重要な問題であると認識をしているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） まさにね、全国的な傾向のなかで、この大きくこの点を捉えて今回回答をいただきました。大事な視点に立っていることがよく理解できました。

そこですとね、実際にはじゃあその視点に立って町での取り組みはどうなんだろうかとということをもう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度のご質問にお答えをいたします。

現在ですね、貧困であつたりネグレクト等により生理用品を購入できない児童生徒は、現在いないと聞いているところでございます。

生理用品の対応につきましては、これまでもですね各学校の保健室のほうに常備させていただい

ておりまして、対応しております。この問題を受けまして、養護教諭のほう、先生方を中心に話し合いを行いまして、全ての児童生徒が、いかなる理由においても気がねなく安心して利用できるようにということで、女子トイレのほうにですね貼り紙をさせていただきまして、その内容は、生理用品が必要な場合におきましては、保健室に揃えておりますのでお気軽にお声かけくださいというような内容で、子どもたちには周知を図っているところでございます。

また、同時に保護者にもです、学校保健だよりを通じまして周知をしているところでございます。

今後ともです、学校におきましては、生理の貧困の把握に努めまして、児童生徒の気持ちに寄り添った支援体制の強化、こちらを図れるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今ね、町内の学校ではそのように、保健室の先生にいただきに行くというようなことで取り組みが始まっていると。この問題はです、柴田議員がそういう町民の声を受けて教育委員会に要請して、それで取り組みが始まったというふうに伺っております。柴田議員は御苦労さまでした。ありがとうございました。

そこでです、保健室の先生に、くださいというふうに言いづらい子どもはいないのかなというふうにも思うわけでありまして。学校の女子トイレにそのものを置くということが、全国的なこの生理の貧困の課題に取り組む中では広がっているというふうに伺っておりますが、これはどうしてそこまでいかないのかなというふうに思いますが、もう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度のご質問にお答えをいたします。

養護教諭の話し合いのなかにおきまして、トイレに置く案もです、ね検討させていただきましたが、トイレに置きますと、誰かが触っていたり、いたずらをされている場合も想定されます。衛生上の問題がありますので、またです、ね、トイレに置きますと、無駄に使用したり、場合によっては、トイレに捨てて詰まらせてしまうようなケースも考えられます。このような理由からです、ね、現在のところ、安心して相談ができます保健室に設置するというところで対応をしているところでございます。

また、トイレに生理用品を置くということも一つの方法であるのは間違いありませんが、このあたりにつきましては、今後です、ね、児童生徒の意見、要望等を聞きながら、さらに望ましい場所、適切に配布ができる対応についてです、ね、子ども達の意見を聞きながら検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） このね設置、先生のいる保健室に来てくださいと、そして手渡しするわけでしょうけれどもね、その理由がです、ね、今いろいろと言われました。どうでしょうか、生徒と先生の信頼関係からみるとです、よ、こんなことしたら誰かがいたずらするんじゃないかと、かね、余計

に持って行ってしまふんじゃないとか、トイレに流されてしまふんじゃないか等、様々ありましたけども、これはやはりこの大事な問題でね、もっと生徒は、もうそういうことをするもんだということを頭から決めつけちゃってね、こういう決定をしているんじゃないかというふうにも捉えられかねない。もっと信頼関係をもってね、まさに自律的な問題ですから、女性の特有の同じような悩みを持っている方々が、お互いにそういう考え方であればね、そんなことは起きないというような、そういうことをしっかりと踏まえてやればね、やっぱり生徒の立場に立って物事を考えるということが大事ではないかと。そういう意味では、検討するということですし、何よりも保健室に行っていただくのが、トイレに置いてもらったほうがいいのか、生徒自身の意見を聞いてね、そこで決定するというのが一番大事ではないかというふうに思いますので、是非そういう方向に取り組んでもらいたいなというふうに思います。

そこでですね、この生理用品が柴田議員からの要請で備蓄されているもの、それを学校のほうに活用しているというふうに伺っておりますが、これがいつかは無くなってしまふわけですから、その時に一体どうするのかということでもあります。やはり、この課題については、予算でしっかりと確保して、この生理の問題には向き合っていくということが大事ではないかというふうには思いますが、そういう考え方は今現在どのようにお持ちか伺います。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度のご質問にお答えをいたします。

現在の女子トイレの貼り紙、保健だより等の周知、この対応を始める前にですね保健室に常備してありまして、学校のほうから月に1人から2人ですね、程度の利用があったと聞いてございます。これから生理用品の支給の周知、対応を図ることによりまして、確かにこれまで以上にですねニーズが増えてくることも想定されてきますが、現在の対応といたしまして、町の防災備蓄品のほうからの在庫の提供であったり、県のほうからの寄附、こちらをいただいて現在のところ、一時的ではありますが生理用品の備蓄は十分に各学校とも満たされている状況でございます。今後ですね、このような対応を、経緯を見させていただきまして、児童生徒の利用状況を見ながら在庫管理等をですねしっかりと図りまして、適切な対応をしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今は数においては不足はしていないということではありますが、これは備蓄品をそのまま活用しているということで、備蓄品はこれはどうしてもそうなってくると不足してくるということにもなりますので、備蓄は備蓄として確保しなきゃいけないということを考えた時には、どうしても一般予算で確保するという、それが自然だと思ふんですね。是非そういうことに、そういう方向に考えていただきたいなと思います。

国のほうでもですね、これ内閣府ですけども、この問題を重視しておりまして、やっぱり予算というものを確保しているということだそうであります。例えば、内閣府の予算で、地域子供の未来応援交付金、これ2分の1補助だそうです。もう一つは、つながりの場づくりの緊急支援事業、ある

いは地域女性活躍推進交付金、これ拡充したそうです。こういうのがねメニューがあります。ですから、様々なメニューを調べ上げてですね活用するということが大事ではないかと思えます。

今年の4月においては文科省の事務連絡として、この生理用品の設置場所については、保健室以外にも設けたりする必要があると、児童生徒が安心して入手できるようにと、工夫・検討していただきたいということが文科省からも事務連絡として学校関係には通達が出されていると思うんですね。ですから、そういうこともしっかりと踏まえて、この対策を取り組んでいただきたいと思えます。

町長においては、この予算的な問題については、どのように考えているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 菊地議員からは、非常に前向きな、今、課題となっている時流に合ったご提言をいただいて本当にありがとうございます。しっかりこれについては、今ご指摘のとおりだと思いますので、予算化をしてやっていきたいと思っています。

ただ、トイレに置いといて、今こちらから申し上げたように、その性悪説か性善説かとありますけども、性悪説を前提にして対応しているんじゃないかというご指摘に対しては、決してそうではなくて、現場の判断に任せるということが私は重要だと思いますので、例えば1人の意見ってとても大事なんですけど、1人の意見によって、じゃあ置けということをやった時に、今度は多くの方はそれを望まないなかでそれをやってしまうと、せっかくの1人のご意見が何かその黙殺されてしまうような状況を生んでしまうということも考えられますので、これは現場のほうでよく取りまとめをいただいて、現場のほうの声を大事にするということ。

先ほどの校則もそうですけど、私どもで考えておりますのは、できればもうフリーな形で、自由に皆さんで決めていただきたいと。もう既成概念、固定観念、経験則などにとらわれずにしっかりそういう校則でも何でも決めていただきたいと。ただし、主目的である、教育であれば人を育てるとか、社会に巣立つなかでルールを覚えていただくとか、そういうことが損なわれるようでは、これはもう本末転倒になってしまいますんで、そういう主目的を損なわない形で、この問題もそうですけど、生理用品の問題もそうですけど、あらゆる課題が主目的が何なのかということをしっかり相互理解のもとに進められれば、私はいいなと思っています。

それから、柴田議員からこれはいただいたご提言ですけども、ヤングケアラーの問題等もございますので、できればうちのほうで、もうこの手を挙げやすい環境と、手をこう、助けてくれと、SOSを出しやすい環境をつくるというのが、これが最も大事で、なかなか今、菊地議員言われるように、SOSを出せない方もいたり、手を挙げられない方がいらっしやると。そういう方々に対しては、少人数学級にするとか、あとは小さな町ですから、そこは先生のほうでしっかりその危険信号をこちら側から、声なき声といいますか、そういうことはしっかりと見抜いて、それをやるだけのそういう先生の質的向上とか環境を整えるということも教育委員会の役割だということに思っておりますので、そういうことはしっかり教育長と連携をしながらやっていきたいと思えますので、どうぞこれからもご支援のほど、お願いしたいと思えます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それでは次にですね、水道事業の問題について伺います。

県のほうでは、水道ビジョンを作成しまして、30年後には県へ一本化というような方向が打ち出されておりまして、そのなかでは、なぜなのかという、市町村の水道事業が非常に経営困難になったというふうに、その要因を述べているわけでありまして、この深刻な経営状況になった要因というのは、どういうふうに捉えているのか、まず伺います。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） 菊地議員のただいまのご質問にお答えいたします。

町の水道事業が深刻な経営状況に陥った要因というご質問ですが、水道事業の経営につきましては、昨今いわれているとおり、近年の人口の減少や節水型家電の普及などによりまして、使用料収入というものが落ち込んでいると。逆にですね、施設の老朽化に伴って更新費用などは年々増加しており、厳しい状況が続いているというところでございます。

また、コロナ禍の影響でもですね、使用料収入の減収ということで、こちらも大きな事業経営に影響を与えております。

またですね、平成30年度、こちらの全員協議会でもお示しさせていただいたんですが、大洗町の水道事業経営戦略というものがございまして、平成30年度から令和9年度までの10年間ですね、収支計画のほうで試算されておりまして、そのなかでですね令和2年度以降は収益的収支、営業に係る費用なんですけれども、そちらが支出が収入を上回る赤字決算というところで、試算のほうもされております。実際、令和2年度の決算においてですね、赤字の額がですね6,320万円ということで、先ほど申しました経営戦略で予想されていた金額ですね、こちらは1,400万の赤字ということなんですけれども、かなり大幅に赤字金額が膨らんでおりまして、事業経営が逼迫しているという状況になっております。

要因といたしましては、通常の使用料収入の減収分に加えまして、コロナ禍による緊急事態宣言に伴う施設ですね休業等による減収分が大きなものなのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それでは、二つ目としてですね、先ほど言いました県の水道のビジョンについて示されておりますが、10年後、そして30年後というふうに事業の方向性についてあります。10年後と申したら、もうすぐですよ。その点について10年後、30年後、町の考え方、どういうふうにとらえていくのかということをお伺いします。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） 再度のご質問にお答えをいたします。

県の水道ビジョンのなかで示されています10年後、30年後の水道事業の方向性というところで、まずですね県が作成されています県の水道ビジョンにつきましては、令和3年ですね3回の策定委員会を開催されまして、現在検討されておりまして、現在はパブリックコメントが多分なされている

ところかと思えます。

内容といたしましては、茨城県において長期的かつ広域的視点から水道事業を抱える課題を整理しまして、人口減少社会において、安全で強靱な水道を持続させることを目的として、県として目指す将来のあるべき理想像というものを示すとともに、実現のための取り組みの方向性を示すために茨城県の水道ビジョンというものを新たに策定するということになっております。

実際、この水道ビジョンの案のなかではですね、先ほど菊地議員おっしゃったとおり、30年後と10年後というものがございます。30年後につきましては将来目標という形になっております。そのなかではですね、現在四つほど水道広域圏というものがあるんですけども、こちらは県北、県中央、鹿行、県南西と、こういう四つの広域圏ございます。それをですね一つに統合して1県1水道というものを目指すというものになっております。

1県1水道を目指す上で段階的な取り組みということで、まず当面の10年間で取り組む事項というところで、県の企業局とですね市町村の水道事業の経営の一体化を推進ということでビジョンの案のなかではなっております。

町といたしまして、実際にこれ、県からまだ話とか下りてきていない内容なので推測になってしまうんですが、今後ですね、設置される研究会等においてですね検討される広域化の施策について、十分内容を精査した上で、経営上ですねメリットがあるというものにつきましては、他の水道事業者と連携して検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） ありがとうございます。それでもう一点は、県水、今も活用していますが、この使用料金に対しての費用負担、これが町の水道事業に影響は与えていないのかどうか、この点はどういう認識でいるのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） 再度のご質問にお答えいたします。

県水の使用料金に対する町の事業経営の与える影響ということで、実際ですね町で使用している、使っている水ですね、皆さんが使っている水の、まず40%は県から購入している水です。残りの60%は井戸などから取って地下水を浄水した水というものを使用しております。県水の購入費用といたしまして、令和2年度決算ベースなんですけど、収益的支出、経営活動、先ほど言った経営活動の費用なんですけど、5億4,000万支出がございます。そのうち1億9,400万、約36%を占めております。この支出項目といいますか、その割合のなかでは、県水の購入費用が一番高いものというふうになっております。

参考で、令和2年度の決算ベース、あくまでも決算ベースなんですけれども、県水の購入単価なんですけど、1トン163円です。地下水からの製造単価ですね、につきましては、1トン56円という決算ベースで出ております。ただですね、こちらの地下水の製造単価というものは、夏海浄水場が主なんですけど、夏海浄水場や井戸の償却期間というのがもう終了しているんで、減価償却費がかかってない状況になっているので、ちょっと安く抑えられている部分はあります。今の決算ベースでの状況で

いきますと、県水を購入して使用すればするほど給水原価、製造原価が上がってしまうという状況になるので、事業経営にはちょっと影響が大きいのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 県水のほうが高いということですよね。ただ、これは町の施設が既にそういう経過をしていて、これをまた古くなれば古くなるほど更新しなきゃいけないという、そういうことになると、またその数字が違ってくるんでしょうけども、今現在はそういう方向だと。

水道ビジョンにおいてはですね、地下水源の確保についてどうするのかということが非常に大事なポイントになってくると思うんですね。県水の揚水の転換を図っていくんだと、要するに自己水源じゃなくて、県水の県の水、これを市町村が購入する方向に転換させていくんだというような、そういう流れのように受け止めているんですよ。そうすると、本当に高い水を買わざるを得ないというのがあって、結局、町民の負担が増えていく可能性があるというふうには思います。そういうことを考えると、どうしても100%転換すると大変なことになりますので、私は先ほど研究会をこれから立ち上げるという話がありましたのでね、このビジョンを策定、決定するに当たっては、そういう方向へ進んでいくなかで、やはり市町村が持っている水源はね、しっかり確保できるんだというような、そういう方向性をきちんとこのビジョンのなかに盛り込んでいただくと、盛り込んでいくというような立場で研究会で取り組んでもらいたいなというふうに思いますが、この点についてどういうふうに考えますか。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） 再度のご質問にお答えいたします。

水道ビジョンのなかではですね、最終的には県水の一本化ということで、県水の転換を図っていただきたいと。今現在でもですね、県のほう、企業局のほうからは、なるべく県水を多く使ってくださいという要請は来ております。

ただですね、実際、大洗町においては、地下水については現在7本の井戸から取水しているんですが、極端に減少して井戸が枯れてしまうというような状況ではありませんので、地下水が利用できる間はですね、その地下水を最大限に活用して、県水と併用して使用する予定でいるので、県水のみで町の水道を直ちに賄うといった考えはございません。

あと、研究会のなかでもですね、その辺が本当に県水100%というのをどの程度求められるのかというのがございますので、その辺はですね近隣、県中央広域のほうのですね構成市町村と、よく歩調を合わせてですね、よく検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この自己水源を確保するという事は、とても重要なことだと思うんです。命の源である。今年、和歌山市で水道管が破裂、破損しましたね、老朽化しちゃって。その水道、それ一本しかなかったということで大変なことになった。ですから、生活の安全保障という観点から見ると、どうしても水源は最低でも二つは必要ではないかというのが、あの事故を受けての教訓ですよ。そういうふうに捉えていく必要があるんじゃないかと思います。

東日本大震災の際にですね、水の供給が困難になった県というのは、岩手、福島、宮城、これが地震に近いということで被害も多かったから、そういうのが長く断水したんじゃないかというふうに思われがちですが、実際にはそうじゃなくて、茨城のほうが断水期間、長かったというふうにいわれています。これ、厚労省が結果を示した内容ですけども、なぜ多かったかという、要するに水道の水源がね、少数に依存しすぎたという、それがやっぱりその差が現れてきた、断水の期間の長さ、短さに現れてきたというふうにも言われています。まさにそういう災害時における安全保障という観点から見ても、どうしても自己水源は確保しなきゃいけないと、そういう立場をしっかりと踏まえてね取り組んでいただきたいなというふうに思います。

これまでも中央広域水道については、水道料金の引き下げとかね、県内でも一番高い水道料金になっているということとか、契約水量の見直しというのは、たびたび市町村が県の事業団に申し入れをしてきたと。そういうことが現実にあるわけですから、この問題をしっかりと引き続きですね要請しながら、安定した水の確保に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、さて、町長はこの水源についてね、どういうふうに、やはり県一本やりの水の確保でいいのかどうか、この点についてはどういうふうに考えていますか。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 菊地議員からは、警鐘ともとれるようなご指摘でありますけども、夏海浄水場で、今、田中課長が申し上げましたように、この井戸水を使って、地下水を使って水を製造しているということですが、この夏海の浄水場についても昭和45年ですから、もう50年以上経過しています。もうタイムリミットも近づいていて、言葉悪いですけど、だましだまし今使っているような簡易で対処療法で使っているようなところありますので、もしその井戸水を、独自のお水を作るといふことになると、今後この夏海浄水場を抜本的にしっかりと改築をしていかなければならない、新築ですけども、そうすると2、30億円のお金がかかると。じゃあどっからそのお金を用意するんだということなんですけども、もう一つは、これが用意できたとして、今、我が町は御存じのように日立市に次いで水道の料金が安い状況下にあります。例えば20ミリで20トン、約、月使うという計算で平均的なところですけども、それでいきますと我が町は2,992円、平均的な県の平均から見ると約7割の計算、一番高いとこの八千代町ですと、1カ月5,445円ですから、そこから見るともう60%切る、50数%の料金しか取っておりません。何が申し上げたいかという、本来ならば今まで値上げするなり何なり、もしくは値上げができないならば一般会計から繰り入れするとかしなければ、この会計が成り立たないというのがずっと対処療法でやってきたということが私は問題だと思っています。これは私も議員として関わってましたから、当然私自身も自省の念を込めて申し上げるんですが、もう進むも地獄、戻るも地獄のようなところをいっておりますので、先日、議員の皆さん方にお認めいただいた審議会でこれから議論をしていただきますけども、今後5年間で今までの利益剰余金というのは、もう全く今、無くなりつつありますので、令和4年度でも無くなりますから、これいきますと7億円ほどの欠損が出ます。今の料金でやっていくと、もう7億円出ると。ですから、何が申し上げたいか、簡単に言えば、もう製造している原価よりも、要するに安い料金で売ってし

まっているということ。ですから、先ほど課長が申し上げたように、今回コロナで水が出なかったから、いわゆるじゃあ売らなかったんだから得たろうとか欠損出なかったんだろうということがいえるかもわかりませんが、そうではなくて、要するに我々のような一般の家庭に売れば売るほど高くなると。しかし、大口が使ってくれれば、それで少しそこが薄められるというような、そういう構造になっておまして、今回大口の方々が非常に、観光業であるとか、水産業であるとか、いろんな方々が使わなかったということに基づいて、すなわちどうしても水族館もそうですけど、ああいうところが使わなかったことによって、非常に苦しい運営を強いられている。さらにその弾みとか拍車が、この悪いほうへ、悪化する方向へかかったということになりますので、今後この料金について早急に検討していくということを審議会のほうにお願いをしていくわけですが、最終的にはこの7億円の穴埋めをするということになってくると、水道料金を値上げするか、それとも一般財源から繰り入れをするかという、こういう選択になってくると思いますが、その前段として当然にしてこの7億円をどうやって圧縮していくかということで、今、担当のほうでは、例えばいろんな意味でその経常経費の見直しであるとか、今後の工事発注についてもどのような工事発注形態をとって、できるだけ圧縮するかということを私どもで計算をしながら、住民の皆さん方にお示しをして、合意形成を図っていきたいと思っております。ですから、今、菊地議員から言われるように、今後もその水の確保をしっかりしていくのかどうかということについては、当然地元でそれだけ確保できれば、例えばその防災の点においても、やっぱり自分たちで水をしっかりと確保していくということは大事なことでありますから、危機管理の視点でも今後、来るべき、来るべきというか、いつ来るかわからない災害に備える時にも、絶対的に必要なことでありますので、それにもやるにしても、今申しあげましたように浄水場の改築の問題があったり、ただし、県水を買うということになると、今、課長が申しあげましたように現状で減価償却費が乗っておりませんから、現状で見た時には、自分たちで今、水を作っているのの3倍の県水を買っていかなければならないという、どっちにしても今申しあげたように、何度も申しあげているように、もう戻るも進むも地獄のようなどの表現が適当かどうかわかりませんが、そんなような状況下にありますので、しっかりこの現状認識をみんなで一緒にして、そしてこれを住民の皆さん方にお伝えをして、住民の皆さん方の声や、今経済的に非常にこのコロナで厳しい方々もいらっしゃいますので、そういうことにしっかりと配慮をしながら、そういう方々に寄り添いながら、どういう方法論を決めていくことがいいのかということも考えながら今後の展開を進めていきたいというふうに思っておりますので、是非議員のほうからもいろいろご提言をいただければと思っております。ただし、この今、中央ビジョン、これからいろいろ県でいろんなビジョン、水道ビジョン考えていきますけども、これについても我が町にとって最もより良い方向性ということを出していきたいと思っておりますので、是非これからもご指導のほど宜しくお願いしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この水道ビジョン、30年後と、今回の議会でも県央中枢地域の何ですかね、都市づくり、これ30年後と。国保も県一本化、もう既に後期高齢者も県一本化と。市町村がやりき

れなくなったから、全て大規模な県単位で事業を進めていくというようなことが、当たり前のようになりつつあるということ、そんな感じを受けますね。偶然30年というのが一致しているというようなことでありますけども、これは国の予算から見ればね、一つにまとめたほうが確かに効率がいいというふうに思います。そういうことも出てくるんでしょう。老朽化した水道の施設更新に対しては、やっぱり国の補助がなければなかなかそれは進んでいかないということになりますね。ですから、今、新しい内閣でね防衛費が2倍にしようというような議論も始まってますよね。そういうお金の使い方も当然様々な観点から出てくるんでしょうけども、このライフラインの予算というのは非常に大事だと思うんですよね。しっかりと、自治体としては政府に対してしっかりとこういう点も、予算の確保をね、拡充ですね、確保じゃなくて。そういうことを求めていただきたいと思いますというふうに思います。

あわせて、この水道ビジョン、研究会を進めていくわけですけども、そういうできるだけ県の一本化の方向に完全に沿うというんじゃないで、やっぱり市町村の立場というものをしっかりと踏まえて、意見を出し合って進めていただきたいと思いますということを改めて主張しまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） 暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前10時40分を予定いたします。

（午前10時32分）

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◇ 石 山 淳 君

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 菊地議員に引き続きまして、今回は水道の問題から質問をさせていただきますけども、先ほど菊地議員がほとんど私が聞くべき話をしてしまった関係で、ちょっと違った視点からですね、せっかくなんで聞いてみたいと思います。

この質問するに当たってですね、水道法の総則から罰則まで、条文でいうと57条ありますよね。それをちょっと読んでみました。全体的にはですね、何を言わんとしているかということ、安心・安全な水を効率的に、かつ設備においては計画的に更新をなさいと、努めていきなさいというような内容だと思うんですけども、この大洗町に関しては、前々から私もこの水道の問題につきましてはいろいろ質問をさせていただいているところですけども、なかなかその計画的にですね更新のほうが進んでないということもありまして、あと、料金の体系につきましても、先ほど菊地議員の質問の際も町長の答弁のなかにはありましたけども、なかなか計画的にその料金体系も推移してなかったということで、今日のような状況にあるのかなというような感想を持ちました。

先ほど田中課長がお答えになったですね県水を今36%購入しているということで、これは大洗町単独だけでは価格の交渉ができないというようなことをちょっと聞いてますけども、この県水をですねもう少し、先ほどの説明だと1トン163円ということで、この県水をもう少し購入価格をですね下げることが可能なかどうか、その点を一点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

県水の料金のほうが高いところなんですけれども、県水の料金につきましては、茨城県の水道条例のほうで決められておるものです。なので、単純に高いから下げてくれっていても、その条例改正とかそういったものが伴うので、単純には引き下げられない。ただですね、先ほど四つの圏水域がありまして、その三つでですね県水のほうを買ってるんですけども、その三つの県水域のなかで中央広域というところがちょっと一番高いというところがありますので、その料金格差の是正というか、引き下げですね、ほかの圏域にあわせて県の料金を統一してくださいというような要望はですね、中央広域水道建設促進協議会、これ大洗町のほうが属しているところなんですけれども、その会長名でですね県知事および企業局長宛てに令和3年10月28日付で要望書というところを提出していると。そこが引き下げというよりは、料金の格差を埋めて、下げてくださいというような要望は出しております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） なかなか難しいというような感想ですけども、この井戸水、水源の確保が大事であるということで菊地議員のほうからも先ほどありましたけども、この水源7本の井戸というのが、井戸っていずれは枯れる運命にあると思うんですけども、この井戸がまだ大丈夫だということできさき田中課長答弁なさってましたけども、なかなかやっぱりこの井戸だけでは難しいから、結局県水、昔のその給水量の歴史、大洗町のその給水量の歴史を見るとですね、1日大体7,000トンの給水量を想定しての水道事業だと思うんですね。それが夏場の需要期になると、その1万4,000トンぐらいの需要があるということで、先その濁り水なんかのことでなくなってしまいうような状況だと思うんですね。新たに水源の確保ということで、先ほどの続きになっちゃいますけども、新たに井戸の採掘作業をするような、町で今の井戸の水源も含めてですけど、それをボーリングし直すとかですね、あと、新たに井戸の水源を求めていくというような考えてあるかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） 再度のご質問にお答えいたします。

井戸を改めて掘り直す、水源の確保ですね、というところなんですけれども、井戸を掘るのにまず概算で調査費も含めて約1億円程度かかるというような話を以前、見積りかなんかをいただいた記憶がございます。井戸を掘るにしてもですね、夏海地区の辺り、今現在、夏海地区が多いんですけども、そちらのほうで掘るとすれば井戸を掘るのかなど。ただですね、先ほども町長がおっしゃったとおり、夏海浄水場自体がもう古いと。なので、井戸を仮に新しく掘って、供給を受けてもです

ね、その夏海浄水場をどうするのかという議論が定まらないと、掘って井戸の水源を供給したんですけれども、夏海浄水場がもう駄目になっちゃったっていうことになる、ちょっと無駄になる恐れがあるので、その辺はですね水源の確保というところと、浄水場、ひいては町の水道事業の在り方というところになるんですけれども、そこは一緒に連携して検討を進めない、単純に井戸を掘って水源だけ確保すればいいという問題ではないので、そこは改めてちょっと検討するところかなと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） その辺はちょっと検討していただいて、研究会も設置されるということなので、それは研究会のほうでちょっと研究していただきたいと思っておりますけども、ただ、研究してるだけの時間があるのかというと、何か私は無いような、大変な状況なのかなと思います。

先ほど水道料金の件が出ましたけども、水道料金も確かに八千代町をはじめとして、茨城県で一番高い水道料、口径20ミリで月20立方ですか使って、5,000円超えている市町ってというのは、確かですね八千代町と河内町と稲敷市と石岡市と、あと数市あると思うんですが、6市町だったと思いますけども、先ほど町長も言われてましたけど、そのケースだと大洗ってもう、日立市が一番安くて、次に大洗なんですよ。だからその水準にあわせていくと、5,000円、20立方使ったその月、20立方の使用量で5,000円超えてるとそのとこにあわせていくのか、大洗町のその今の状況の給水量の想定の中なかでだんだんだんだん金額を帳尻合わせていくのかですね、この間、審議会を設置する条例を我々可決はしましたけども、その審議会のなかですら料金算定基準とかいろいろ多分、水道法のなかでも決められていると思うんですけども、大体その何ですか、多分その審議会でない、ちょっと言えないとは思いますが、私の感覚では、多分その八千代町なんかとどっこいどっこいこうしないと、ちょっと水道事業自体が成り立っていかないのかなっていうような感じさえしますし、あとその収益的部分で帳尻が合ったとしてもですよ、今度、資本的収支部分に今度繰り入れを、設備更新のために繰り入れをしていかなきゃならないので、その収益的部分の金額をさらにその資本的収支部分に繰り入れていかなきゃならないということなので、その分もあわせて考えると、とてもとても今のようなその安い水道料金で賄えるような感じじゃないというのは、これ、誰が考えてもわかることでありまして、その辺をこの町民の方にですね段階的に周知、広報紙なんか、今回の広報おおあらいの5月号とかですね、あと、もう一回ぐらい載ったと思うんですよ。ただ、あれも結構声を聞いてみると、全然みんなわかんなくてですね、ああ水道そんな状況なんだっていうような声をよく聞きますので、ゆっくら館と同じですね、町民の皆さんへの周知方法というのが、かなり広報おおあらいだけではちょっと足りないですよ。そういうその料金体系の説明なんかをですね、随時審議会と歩調合わせながらですね、住民への説明をしていくということがちょっと必要なかなという気になりますけども、その点はどうでしょうか、課長。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） 再度のご質問にお答えいたします。

料金改定に関する住民への、町民への周知方法というところですけども、先ほど議員からあつ

たとおり、今年度からですね広報紙において町民の方々にですね水道事業の状況ということで、かなり厳しいよというような記事をちょっと載せさせていただいております。来月かな、12月号も載せて、これはちょっと毎月載せていきたいなというふうに考えております。

またですね、その料金改定に関する内容について、ある程度固まったらですね、個別水道を使用させていただいている方に戸別にチラシをまくといったそういった広報も、先ほどちょっと広報紙だけでは足りないということもあったので、その辺はチラシなどを活用して戸別にですね使用者全体に周知などを図っていければというふうに考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） その辺はですね、きちんとした広報周知活動をしていただいて、この水道事業、本当に大変なんだということをわかっていただくということが大事なのかなというふうに思います。

水道に関しましては、とにかくこれ、重要なことだと思いますので、先ほども菊地さんがいろいろ質問は、菊地さんにしていただいたので、私はこれで終わりにしますけども、とにかく周知方法だけはきちんとしていただきたいと思います。

続きまして、これも一般質問の通告の後、ちょっと全員協議会のほうで議案が出たことなので、ちょっともう11月30日ですか、これも議会の本会議のほうで採択済みのやつなので、エレベーターのことは、ちょっと意見だけ言わせていただいてですね、その件について渡邊課長からの答弁だけにしたいと思います。

エレベーターの事業が、進み具合がちょっと遅かったもので、いろいろ何やってんのかなと思ひまして、例えば古い駅舎にですね穴をくり抜いて作るわけですから、ちょっと無理があるのかなと思ひまして、実はエレベーターが駄目ならですねエスカレーターにしたらどうなんだというようなことを今日話しようかなと思ったんです、実は。ただ、補正予算のほうでいろいろ追加工事の件が出ましたので、これも採択済みですけども、勝村議員なんかもねいろいろ最初に基本設計に問題があったんじゃないかということでありましたけども、私もそのとおりで、そもそもその基本設計に問題があったんじゃないのかなと思います。これ、30年以上経ってる駅舎ですから、もともとそのエレベーターを設置するように作ってあるわけではないのでしょうから、基本設計がものすごい重要だったと思うんですけども、その辺の基本設計料とかですね、最初に、今回もこれ、工事変更に伴うこの設計250万でしたっけ、これね、構造計算なんていうの出てますけども、またこれ更にこれ250万追加では、一番最初のこの基本設計、何やってたんだというようなことが言えると思うんですね。そこのとこだけちょっと渡邊課長、大丈夫なのかなと思って、エレベーターっていうのはこれ、いろいろ事故もありますから、本当に安心・安全なエレベーターができんのかなというような心配がありますので、そこだけちょっと説明してください。お願いします。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 石山議員のご質問にお答えいたします。

こちらの昨年度のですね事業費につきましては、国からの補助金がつく見通しとなりましたので、

7月補正予算において上程をさせていただいた経緯がございます。全体事業費995万円に対して町からの補助金は663万4,000円を予算としてお認めいただいております。この結果、入札等の結果、昨年度中の全体事業費は850万円となり、補助率は事業費の3分の2となりますから、結果的に町からの補助金は566万6,667円を支出したというような経緯がございます。

それで、議員ご指摘のとおりですね、基本設計に何か問題があったのかどうかというところなんですけれども、その問題があったかどうかにつきましてはですね、私どもはちょっと抽出はしてないんですけれども、やはりですね駅の躯体に工事を行うところで、実際、今回その穴の位置をずらすと。もともと計画していた穴の位置をずらすよう指導があったというところで再設計を行うというような話は聞いてございます。またですね、やはりトイレなどをですねバリアフリーにするに関して、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく設計見直しを行うように監督運輸局のほうからですね指導があったというふうに聞いてございますので、そういった国の指導等をですね仰ぎながら、鹿島臨鉄としても再設計をせざるを得なかったところかなというふうに聞いてございますので、今回の変更はやむを得ないところだったのかなというふうに考えてございます。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） じゃあこれでこの質問は終わりにいたします。

今日の本題に入らせていただきますけども、この住居表示の実施ということで、我が町のこの住所がですね、外部の方からちょっとわかりづらいんじゃないかと、もうかねがね、常々もう言われていまして、現在のこの大洗町の場合ですね、この住所に使用しているものはこれ、法務局で作成するこれ地番なんですよ、今ね。住所とは、地番を住所に採用している自治体というのはかなりありますけども、できればこの大洗町も住居表示の実施をしてですね、町名とか住所を整理したらどうなのかなというふうに思います。皆さんも御存じのように、町名につきましては、町内会名っていうんですかね、宮下とか、明神町一丁目、二丁目、通町とか金沢町とか、永町とか髭釜町とかいろいろありますけども、未だに町民の皆さんって、その名前呼び合っているとあるんですよ。我々も説明、人に説明する時に明神町はここですよ、永町はここですよとか、髭釜ここですよとかって言うわけで、磯浜町ってどこをいうんですかと、大貫町ってどこをいうんですかと、というような話が結構あります。それで、今、ナビゲーションが発達している関係で、私なんかもグーグルのナビをよく使いますが、大洗の特に大貫町64番っていう特殊な地域なんかは、ある一定のところにナビが働いて、そこに集中しちゃうみたいなんですよ。これ何とかないかって、前からちょっと相談受けている家があるんですけども、その64番地については、あれも先ほど言ったとおり登記簿の地番なんですよ、あれ。どんどんどんどん新しい家ができてくれば64を親番にして枝番がどんどんどんどんついてくるだけの話なので、古いところは古いところで今度、家壊したり取り壊せば、今度隣の人を買ったりすれば合筆したりして、もとのその住所っていうのは、住所じゃなくて地番が無くなって、隣の地番とくっついちゃうわけですよ。そこが今度、空き番とか空いてしまうがために、並びが悪くなってきちゃうというような現状があって、その辺の整理が必要なかなというふうに思うんですけども、今まで住居表示を実施しなかったという、この

住居表示の法律って昭和37年にできてる法律なんですよね。もう半世紀も経ってて、大洗の場合は地籍調査の兼ね合いも、この間、清宮課長とも話したんですけど、その地籍調査との兼ね合いもあって地籍調査もほかの自治体よりは随分遅れているというふうに、私もそれは随分遅いなと思ってんですけども、それとの兼ね合いもあるんでどうなのかなというようなご指摘をいただいたんですけども、今までその住居表示を実施してこなかったその背景っていうのは清宮課長、どういうその背景があったのか、その点ちょっとお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のようですね、いわゆる大洗町に関しては住居表示を実施してこなかったというような事実がございまして、これ過去に政策的な場で議論されてきたかどうかは私もちょっと知識と申しますか、先輩方からもそういう話が出たという話はちょっと聞いてないところではございますが、一つは住居表示のメリット、デメリットについて議論を重ねていく必要がまずあるのだろうと、実施するに当たってですね。そのなかで、例えば過去に大洗町において議論がなされていたとすればですね、メリット・デメリットを整理したなかで今まで政策的な判断で実施してこなかったという経緯はあるんだろうというふうに推察させていただきます。

一般的に住居表示のメリットとしてはですね、議員ご案内のとおりなんですが、地番に関係がないと。底地には全く関係ない番号が付される。ですから、枝番がどう変わろうが、建物の番号は変わらないというようなメリットがまず一つございます。

メリットの一般的に言われている二つ目といたしましては、検索等が容易にできるというような、議員ご指摘のとおりメリットもございます。

次にメリットとしてはですね、建物に番号を付けるということですので、果たして東京の何とか区のようにですね、建物が隙間なく建っている地域に関しては非常に有効なものだというふうに私も認識しております。ただ、現実的に、ただ大洗町ですね今、建物の現状がですね、一般的にいわれている建物が混在する市街地というのがどのくらいあるのかということも、導入するに当たっては議論されるべきところなのかなというふうに存じます。

住居表示をですね、導入すると、いいことばかりではないです、これは。過去に区画整理でですね磯浜町から例えば桜道へ住所が変わってしまったっていうところ、地域の時にですね、自分の住所は変わってしまいますので、運転免許証ですとか登記簿上の所要の住所の変更ですとか、それは住民皆さんが行わなければならないというように、住民の方にも多大な負担がかかる制度でございまして、その辺を総合的に勘案して導入の可否というものは決めるべきものであろうと私も存じますし、何よりもその住民の方がですね、今の住所表示に関してどのくらい不満を持っているのかと、郵便物がうちは全く届かないんだよとかですね、非常に何というんでしょう、今の私の例えば64番地の何番地に住んでるんだけど、郵便物がいつも隣の人と間違われちゃうよというような不都合がですね、非常に多々事例としてあるのであれば、それは住所もしくは地番をですね整理する必要があるのかとは存じますけれども、そこはあと住民の意思、ご理解とご協力がなければでき

ないものですので、そこは行政としては慎重に研究をしていく必要があるべき制度だというふうに認識しております。宜しく願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 確かに住居表示をやってですね、そのメリットばかりではないんですよね。今、清宮課長がおっしゃるように、その実施後に、例えば住民票、印鑑証明、不動産登記の表示とかですね、登記名義人の住所の変更とか会社法人の代表者や役員などの住所の変更とかですね、運転免許証の住所、本籍地の変更、自動車の車検証の住所の変更とかですね、そのほか法令により住所変更の届出を要するものについて変更が必要になってくるわけですよね、これ。個人にしても法人にしてもですね。これは住居表示の実施証明というやつを出せば、何ら問題なく変えられるのは変えられるんですけども、手続上、面倒だというようなことはあるかと思います。

ただ、住居表示を実施することによって、例えば皆さんが混乱するようなことになるのであればですね、これは居住表示なんかやる必要ないんであって、ただ、便利には私、なると思いますよね。かなりその住所が今、住宅地図見るとおわかりになるとは思いますけども、かなり飛び飛び飛び飛びになっちゃってるので、例えば大貫のその、大貫町ばかり例にして申し訳ないですけども、大貫町のあの64番の付近って9500番台とかですね、210番台とかいろいろもうごちゃごちゃになっちゃって、あの辺ね。あの辺だけでもですね、例えば住居表示が実施できる場所とできない場所っていうのがあると思いますので、例えば今の大貫町のところだけでもですね、例えばやってみる価値はあるんじゃないかなと私は思いますけども、ただ、その住民生活がですね、やったがために不便に、今、清宮課長言われるとおり、不便になってしまっただけでは本末転倒だと思いますので、これもやっぱり審議会なんか作ると条例が、また条例制定が必要なので、検討会なんか、研究会とかですね、検討会を作っていて、最後には住民の皆さんへのアンケートを取っていただいて、今の住所でどうなのかと、またはその、今の呼び名でどうなのかというようなことをアンケート取ってもらう必要もあるのかなというふうに思います。これ、磯浜町と大貫町と、やっぱり合併した経緯がある以上ですね、やっぱり磯浜、大貫っていう名前、消すわけにもいかないと思いますし、例えば夏海なんかでいえばですね、夏海ももう皆さん御存じのように古宿だとか荒谷だとかそういう、もう中宿、上宿とか、矢場とかいろんなそういう何つうんですか、町内会名で言ってるケースがほとんどですから、その夏海の名前がなくなっちゃったっていうのもちょっと残念だなんて思っただけなんですよね。その磯浜を、例えば私はこういう考えだったんですね。例えば磯浜明神町とかですね、磯浜髭釜町とか、そういうふうでどうなのかなって思って清宮課長に聞いたら、その通称名で付けることはできないということなので、新たにこう、例えばヨットハーバーの隣、南側の土地に大字サンビーチっていう名前が付きましたけども、そういう名前を拡大して行って、その大字名を拡大して行ってですね、新たに付けていくようなそういうその現代風なですね、そのサンビーチという名前を付けて住所を振っていくっていうのはどうなのかなというふうに考えたんですけども、ただ、それで混乱しちゃうのは、もう元も子もないので、ただその先ほども言いましたけども、磯浜、大貫、そういう名前を消していいものかどうかというのも一つにはあるかと思いますが、

ただ、わかりやすい住所の表記をしていかないと、これからもあれじゃないですかね、どんどんどんどん新しい地区ができてくれば、当然その土地の分筆が始まるわけでありまして、そうするとまた親番が64番に対して枝番がついていくだけの話なんですよね、これね。いつまでたってもこれ解決できないので、どこかではそういうことも考えていかなければならないのかなというふうに思います。

それと、例えば区画整理やったとこだって、もともとは磯浜町なわけですよ、五反田にしても、和銅にしても。東光台もそうですけど、磯浜町という名前が付いたのが、あれは区画整理をやったがために桜道だとか和銅だとか五反田なんていう名前が付いてんですけど、とにかく今、住所として使ってるのは、法務局が勝手にというか土地に対して番号振ってただけの話ですから、これはやっぱりどんどんどんどんその土地そのものが分筆されたりしていけば、どんどんどんどんその地番が増えるだけの話なので、どうなのかなって思うんですよ。五反田なんかも新しい五反田ですか、南側の高台のほうの五反田なんかも、あそこだって例えば一本松っていうその名前が、名称があったわけですよ。あそこだって五反田じゃなくて、本当は一本松、大洗町一本松何番地っていうふうな表記のほうの方がわかりやすく良かったのかなというふうな思いもありますけども、そういうのが法務局と我々大洗町の行政側との隔たりつつうんですかね、その考え方の、というのがあると思うんですよ。これは地名を付ける時に、清宮課長、地名を付ける時にですね、これはあれなんですか、法務局のほうから今回はこんなふうになりますっていうことでそのあれですか、連絡が来るっていう解釈でよろしいんですか、これ。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

議員のご意見とは全く逆でございましてですね、この間、議会で承認いただいたサンビーチというものは、町が決定した大字名ですので、それを法務局に逆に届けるということですので、法務局があそこを何々にしなさいというようなことではなくて、町は地方自治法の規定に基づいて、この区画をこういうふうな名前にしますよというふうに、逆に法務局のほうに町から通知と申しますか、という流れになっておりますので、議員のはまたちょっと逆なのかなというふうに感じます。宜しくをお願いします。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） はいはい、そうでしたね、これ、議決案件なので、すいません、間違いました。そうなんです、その大字名はこちらで指定するっていうことですよ。

いずれにしても地番表記で今やってるものを、この住居表示に変えるということになれば、これ当然議決案件になりますし、費用も相応にかかる話ですので、十分にですね、これ、いろいろ検討していただいて、普通に区画整理事業が頻繁に行われるような自治体だったらね、住居表示ってわりかし簡単に設定できると思うんですけども、大洗町の場合、ちょっと混在しているところがちょっと多いので、住居表示なかなか難しい面もあるのかなという気もしますが、ただ、よりわかりやすくですね住所を、地名とともにわかりやすくするには、やっぱり今の磯浜町、大貫町、成田

町とかですね、そういうそのわかりにくい表記ではなくて、もう少しわかりやすいような、外から見てわかりやすいようなですね表記が望ましいんじゃないかなって私なんか思うんですけど。それで、今、地籍調査をやっていますけども、その地籍調査との兼ね合いで、なかなかこの地籍調査も大変で、なかなかスピードがね、平成でいえば平成38年に終了ということになって、あと5年ですか、令和8年だと思うんですけども、とてもとてもこれ、令和8年に終わるような話でもないと思いますので、清宮課長がこの間ね言ってましたけど、そもそも地籍調査が完了してないのについていうような話もありますから、地籍調査も今ちょうどやってる最中なので、そういう住所の住居表示の実施ということを町とか皆さんで研究会とか検討会作っていただいてね、研究されてってのは本当にどうなのかなっていう、本当に思いますけどもね。ちょうどその地籍調査とのタイミングではいいと思うんですけども、どうですかね。これ、あれなんですよ、通称名である我々が普段使っている明神町だとか何とかっていう名前は、その表記することはできないっていうことでよろしいんですか、清宮課長。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

議員の申されている明神町、通町ですとか寺釜ですとか、昔運動会で町内対抗リレーのゼッケンにあったもので、通常我々もこういういわゆる通称名と呼ばれるものなんですね。これ、通称名ってどういうふうなものかと申しますと、古くから慣習的に使われてきたものでございまして、これは宗教上のものは、神社とかそういうものが絡んでいるのか、もしくはお寺のそういうものが絡んでそういう名前をつけたのかどうかっていうのは、その通称名の発祥については私もちょっと調べたんですけども、ちょっとお答えが見つからなかったようなところあるんですけども、ただ、住所表示に通称名を使えるか使えないかといいますと、先ほど申しましたとおり、地方自治体の土地というのは議決事項ですので、仮にこの区域を磯浜町明神町として定めるというようなものが議案として提出されて可決されればですね、それは通称名であっても、この区域は正式に地方自治法上の新たな土地として認められるというような流れですので、その手続をさあ全町的にやっていくのかどうかという議論は確かにありまして、それをやってしまうと、例えば今、通称名って何個あるのか私ちょっと存じません。かなりの数あるはずだと思うんですね。それで伝統的な地名とか通称名がもう全く消えてしまうというような、その住居表示のある意味負の連鎖と申しますか、伝統的な地名は、これをやることによってなくなってしまうようなことも起きますので、先ほどから私申し上げているとおり、それは慎重な議論と住民の皆さんの意見等も踏まえながら慎重に進めていくものではないかというふうに、繰り返しになりますが申し上げたいと思います。宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） これもう町長に最後にお伺いいたしますけれども、この住居表示が実施がね必ず必要だという、住居表示実施がね必ず必要だということでもないとは思いますが、ただ、わかりにくいということだけは確かなんですよね。これを実施したことによって、何回も繰り返し

になりますけども、住民の皆さんが混乱するようなことになっては意味もないので、十分にこれは検討していただいて、将来的にですね地名と住所を改めていくようなことを検討していただくのはどうかと思いますけども、町長のお考えは。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 石山議員のご提言は、我が町の飛躍のためのそういう処方箋だというふうに私も捉えております。住居表示については、私も前々から、できれば実現をしたいなと思っていた一人です。ただし、この住居表示っていうのは、今、議員からもいろんなご指摘がありましたけども、まずはわかりやすさ、それから二つ目としては、すなわち経済的合理性、そして三つ目として、これが最も大事なんですが、現実これがうまくしっかりと施策として推進して完結できるのかと。すなわち、住民の皆さん方の理解が得られるのかということが一番大事だと思っております。我々が主のようですけど、これ、主はすなわち住民の皆さん方でありますから、その住民の皆さん方の理解なくしては、昨日、小沼議員からもご提言がありました、この農地の基盤整備も同じですけど、我々はあくまでも事務局的な感覚というか、いわゆる主はあくまでも本当に住民の皆さん方ありますので、そこをいった時に果たして合理性が得られるのかと、また、理解が得られるのかと、こう大きなハードルがあると思いますけども、ただ、今、議員と総務課長のやり取りのなかで、メリット・デメリットというお話がありましたけども、私はデメリットは無いと思ってます。デメリットではなくて、課題だと思ってます。皆さん方が、この面倒くさいことを本当にやれるのかと。これやりきれば、当然わかりやすさとかいろんなこと出てきますから、メリットだらけになるんですが、そこで気をつけなければならないことは、これは私自身の主観も多分に入っておりますけども、すなわち例えば自治体主権であるとか地方創生といった時に、この小字名であるとか大字名であるとか、この外部表示もそうですけども、地域資源の一つだと思っております。例えば日本橋であるならば、もう日本橋の下にたくさん蛸殻町とかいろんなもう、これも議員もよく御存じだと思いますけども、そんなようないろんな小字名を合筆したような形で入っている。例えば北茨城市でいうならば、磯原町の下に入ってるあの小字名っていうのはたくさん、あそこも何町村からの合併ででき上がった市ですので、いわきと同じように下にそのまま町名の下に昔の大字を入れたような形になっておりますので、ある意味地域特性であるとか、地域資源を生かすとか、観光地大洗にとってはこういうことを推進する、磯浜町明神町、磯浜町永町、磯浜町髭釜町、こういうふうにやっていくことで、ガルパンの皆さん方が町を回遊するなかで旧町名なんてよくいろんなとこにありますけども、そういう町名が書いてあることで、そこで楽しさとか、ある意味その地域を再発見していただくとか、地域を更に楽しんでいただく、そういう材料に観光地として使うことができますので、私はこれはできればやっていきたいなというように思っておりますから、結論から申し上げます、しかし、お金もかかることですし、さらにはいろんな意味で労力、お金よりも何よりも、お金は大体町としてかかるのは1億数千万と言われておりますけども、今度は住民の皆さん方もそれぞれ負担をかける話ですから、非常に手間のかかる話なので、まずはその研究会的に立ち上げて、どうあるべきなのか、そして議員が言われるように、一部地区だけで果たしてできるものなのかどうか。こ

これは必要性に迫られてやる場合と、これこちら側から主体的に仕掛けをしてやる場合とありますけれども、本来ならば私も議員と同感で、私が議員時代に一本松の区画整理をやった時に、当時の総務課長に何度も、せっかくだから一本松というその地域名でやったほうがいいんじゃないかって、五反田になってしまって非常に残念な思いはしましたけども、ああいうふうには区画整理というのは一つのチャンスでありますし、また、国調を進めるなかでそういうことが可能かどうかというところも考えていかなければなりませんから、いろんな意味で必要性がどこまであるのかということも考えなければなりません。

他の自治体見ておきますと、先ほど言われましたようにグーグルで、これはよく私自身が実感しているところで、議員と同じようで、議員の皆さん方もおそらくあると思うんですが、グーグルでその地番を入れて入らないっていうのは、どうしてもこのローカルに見られがちなところがあります。本当にローカルで、今言うところの地方創生とか、いわゆるワークシェアリングとか移住とかそういうことを考えた時は、ローカル性というのは発揮すべきですけど、グーグルで今出てこないとか、あとは逆のこともあって、その近くに有名人が住んでると、その有名人のところに地番入れた途端に、もうその家に、例えば私、東光台っていったらもう勝村議員が有名人でありますから、勝村議員に行きたい人が勝村議員の住所で入れて、私の住所が入っちゃった時に、私のところへ入った時に、夜、夜中、ピンポンピンポン来て勝村さん宅ですかってやられたそういう不快な思いをするということも、私は地域によって聞いておりますし、また、例えば龍ヶ崎市ですと龍ヶ崎市、その下の大字はあるんですけど、あそこは地番だけでやっているということ、龍ヶ崎市、それから常陸大宮市の旧大宮町、それから境町。逆に言えば、ひたちなか市の例えば道メキであるとか十三奉行は、もうあの地番が1万番地台あるという、5桁あるという、これもまた大変な話ですし、また、結城も同じように大字がなくして地番が1万番地台。そして、旧下館ですか、筑西市の下館だと甲乙丙丁とか、甲乙丙丁っていうのもちょっとこう味気ないところ、本当は違うような何かあるらしいんですが、これは行方の旧玉造町でも同じように甲乙丙丁を使っているようなところもございますので、やっぱりそういう意味では小字であるとか大字だとかを大事にしていくことが観光地として更に推進をする。ただ、そのことっていうのは、住民の皆さん方にあんまり関係ない話でありますので、このところをどう理解をさせていくかということ、させていくかっていうか、どうぞ理解をいただくかっていうことが非常に必要なことだと思っておりますので、私はそういうことも踏まえて、しっかり皆さんと同意形成が図れるならば、できれば推進をしていきたいと思っております。

そしてもう一つ、これはメリットの一つで、皆さん方もよく御存じかもわかりませんが、一般論として私よく話すんですが、茨城中央工業団地を売りに出した時に、なかなか売却ができなかったと。いろんな手だてをして今売れているらしいんですけども、やっぱり東茨城郡から始める、あれが水戸市だったら誘致してもいいですよって、もうそういう単純な現実的な問題っていうのがあつらくと、例えば政令指定都市で北区なんて熊本市もそうですし、また、岡山も北区ありましたが、あいう北区っていうか、やっぱり区で表示してあると何か大都会のように想像しますが、実際は大洗なんかよりもっと山奥の、大子のような山のところが政令指定都市だったりしますので、そう

いう意味では与える印象っていうことが違ってきますし、私の知り合いですが、これは非常に都内でもお付き合いある方で、その方が例えば仮に2222番地だったとすると、2の22の2って表記をしてたんですね。何でこんな表記すんですかと。地番と違うじゃないですか。こんなふうにしないと東京の会社が私らのこと信頼してくれないんだって、自ら住居表示を勝手に作ってですね、勝手に作ってといたら語弊ありますけども、そんなような表記でやられた方もいらして、そのぐらいこの住所とかそういうものっていうのは大事なところでもありますから、こういうことを考えていくなれば、さらに進化してグレードアップ図る、それから議員が一番最も大事にされている、この利便性というところからいくなれば、絶対的に必要なところがありますから、例えばうちでいうならば大貫町64番地、そしてこの役場が所在する磯浜町6881番地、さらには東光台、いわゆる勝村議員の所がそうでありますけど6944番地、ここがもう枝番に分かれたり、64番地だったら同じく64番地にたくさんの方がいらっしゃいますので、そういうことも踏まえた上で、こういう方々がまずはお不便を感じていらっしゃらないか、そういうこともしっかりと耳を傾けながら、より良い方向性について議論をして、現実の問題をいろいろ解決できるならば、私は前向きに進めていければなどというふうに思っておりますので、是非またいろいろご提言を、お知恵を拝借できればと思っております。ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 検討会のほう、宜しく願いして終わります。

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了します。

◎閉会の宣告

○議長（飯田英樹君） 今定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

議員各位並びに執行部のご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、令和3年第4回大洗町議会定例会を閉会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

閉会 午前11時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 飯 田 英 樹

署 名 議 員 柴 田 佑 美 子

署 名 議 員 櫻 井 重 明